

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、下記の「企業理念」「経営方針」「コーポレート・メッセージ」「コーポレート・ビジョン」「コーポレート・ミッション」に基づき、経営の健全性と透明性を高め、長期的かつ持続的に企業価値の向上を実現するとともに、永続的に社会に必要なとされる企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実と強化は極めて重要な経営課題であると認識しております。

<企業理念>

私たちは、日々をいかに生き、どのように社会参加すべきか。

そして、社会貢献を通じて、どのような果実を社会にもたらし、その結果としていかにして私たち一人一人が望む幸福を実現することができるのか。

この命題に対する解答を得るために、社員相互が助け励まし合い、それぞれが目指す個性的な『自己実現』への階段を大真面目に上っていきけるフィールドを提供し続けることこそが当社が目指す経営であります。

<経営方針>

1. 情報力、企画力、商品開発力により、不動産が持つ無限の可能性を引き出し顧客に心から満足いただける新たな価値を創造する。
2. ROA及びキャッシュ・フローとリスクの徹底管理を主軸とした守りに強い業務管理を行うことにより、常に先手を取った攻めのできる経営を目指す。
3. 急速に変化する社会において迅速な対応力と機動力を維持するため、少数精鋭のプロ集団を目指す。
4. 社内社外を問わず常に同僚(他社)を敬い、感謝し、優良な協力関係を維持、構築する。
5. コンプライアンス及びガバナンスを意識して内部監査制度を充実させるとともに、ボトムアップの風通しの良い組織形成を行う。

<コーポレート・メッセージ>

「IDEAL to REAL 理想を具現化し、新しい未来を創造する」

理想は、実現したいと思う最善の目標。

私たちは、理想を具現化し、新しい未来を創造する会社を目指します。

お客様がもてている「理想のまち」、「理想の住居」、「理想の生活環境」を不動産開発を通じて、現実のものとし、

住宅開発から商業開発、資産運用、運営管理に至るまで、「自然に集まる」、「帰りたくなる」、「誇りを持てる」まちづくりのための提案と開発を行います。また、不動産(Real Estate)を通じて、理想を実現するという意味も込められています。

<コーポレート・ビジョン>

「ライフ・デベロッパー」

ハードの開発だけでなく、そこで暮らす人たちの幸せを思い描き、暮らしそのものを開発すること。

それこそが、私たちが目指すべきライフ・デベロッパー。

部門の垣根を越えた少数精鋭チームによるソリューションで過去の不動産会社にはできなかった「新しい豊かさ」を創造し、人と人、地方と未来をつなぎます。

<コーポレート・ミッション>

“NEW NORM NEIGHBORHOOD”の開発

地域に根ざした価値を創造し、その一つひとつをつなげて大きくします。

都市の反対語としてのローカルではなく、そこに暮らす人たちが、その場所を誇り、愛し、いつくしむローカルへ。

建物をつくるのではなく、暮らしをつくる。

まちをつくるのではなく、ふれあいをつくる。

住むほどに輝きを増していく。

そんな場所を、この国に広げていきます。

コーポレート・ガバナンス基本方針につきましては、当社ウェブサイト(https://www.es-conjapan.co.jp/investor/management/corp_gov.html)、コーポレート・ガバナンス報告書・有価証券報告書に記載しております。

コーポレート・ガバナンス体制につきましては、次のとおりです。

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会と監査等委員会により業務執行の管理監督及び監査を行っております。

取締役会は、業務執行取締役3名、非業務執行取締役1名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成されております。経営監督機能を高めるべく、監査等委員である取締役3名全員が社外取締役、内2名が独立社外取締役で構成されております。取締役会は原則月1回以上開催され、重要な事項はすべて報告・審議され、決定事項の執行状況報告と合わせ、経営情報の適時的確な把握と効果的統制を確保しております。

監査等委員会は、原則月1回開催されております。また、その独立性を高めるべく、上記のとおり監査等委員の全員が社外取締役で構成されております。監査等委員は定期的に開催される重要な会議に出席するほか、代表取締役社長との意見交換、事業部門幹部へのヒアリング、稟議書類等の重要文書の閲覧を行い、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、取締役の職務執行に関する適法性・妥当性の監査を行っております。また、常勤の監査等委員を1名選定し、その者を筆頭監査等委員にすることによりガバナンスを一層強化しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[原則4-10 任意の仕組みの活用] 補充原則4-10-1

当社では、監査等委員会の委員である取締役3名(社外取締役3名、うち2名は独立社外取締役)と代表取締役社長が経営陣幹部や取締役の指名及び報酬についての意見交換を実施し、指名・報酬を決定していることから、監査等委員会が諮問委員会としての機能を果たしております。今後は独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会等の独立した諮問委員会の設置又は指名委員会等設置会社への移行を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[補充原則1-2-4 株主総会における権利行使]

インターネットによる電子行使の導入・議決権電子行使プラットフォームの利用を通じて、株主の議決権行使の利便性を確保しております。

[原則1-3 資本政策の基本的な方針]

当社の経営理念として、いかに社会に必要とされる企業であり続けるかを大命題として掲げております。資本政策もこの経営理念に基づき実施しております。

持続的な企業価値向上に資する「ROE重視の経営」「株主様への安定的な還元と企業の安全性のバランスを考慮した経営」「安定した成長戦略を実現できる投資選択」を軸にした資本政策を展開しております。

「ROE重視の経営」につきましては、資本コストを上回るROEを中長期的に維持・実現してまいります。

「株主様への還元」につきましては、企業の財務安全性を向上させながら、最大限かつ安定した株主様への還元を実現してまいります。

「投資選択」につきましては、ROE・株主様への還元を常に考慮に入れて、投資効率及び最適資本構成を維持しつつ、調達の多様化を図り、持続的な安定的な成長を実現できる投資選択を実行してまいります。

[1-4 政策保有株式]

(1) 政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式として上場会社の株式の保有について、当該上場会社の経営方針が当社の経営戦略に合致し、かつ中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断できる場合は、上場株式を保有することがあります。保有した上場株式につきましては、その保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告するとともに、保有から3年経過した時点で、当初期待した効果が得られないと判断した場合は、売却することを原則とします。

(2) 政策保有株式の保有効果の検証の内容

上記の政策保有に関する方針に基づき、保有の目的の達成状況を毎年確認し、資本コストとの比較衡量等を行い、保有継続の可否を判断することとしております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、原則すべての政策保有株式について議決権を行使いたします。議案に対する賛否につきましては、当社及び投資先企業の中長期的な価値向上及び持続的な成長並びに投資先ガバナンス体制強化の観点から判断いたします。

[1-7 関連当事者間の取引]

重要な子会社の役員を含む取締役との取引を行う場合は、取締役会に上程し、その合理性・適正性・健全性等について社外取締役の意見を十分に尊重しつつ協議及び審議を行い、取引の可否を判断します。

また、主要株主との取引が発生する場合は、第三者との取引水準と乖離がないように決定しております。

[2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社が現状導入しているのは確定拠出年金のみであるため、当社は、積立金の運用を主体的に行っておらず、特段の取組みを行っておりません。

[3-1 情報開示の充実]

会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、経営理念、経営方針等につきましては本報告書「1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び有価証券報告書、当社ウェブサイト

(https://www.es-conjapan.co.jp/investor/management/corp_gov.html)に記載しております。

経営計画については平成31年度を最終年度とする第2次中期経営計画「IDEAL to REAL 2019」を公表し、計画目標の達成に注力しております。

第2次中期経営計画については、有価証券報告書、当社ウェブサイト(<https://www.es-conjapan.co.jp/corp/plan.html>)に記載しております。

2.本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び有価証券報告書、当社ウェブサイト(https://www.es-conjapan.co.jp/investor/management/corp_gov.html)に記載しております。

3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬と、監査等委員である取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続につきましては、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任にあたっては、取締役会において、独立社外取締役の意見を十分尊重したうえで、経営陣幹部候補の実績、人望、経験等を総合的に判断し、選任しております。

また、経営陣幹部の解任に関しては、経営陣幹部が前述の選任方針を充足せず、今後においても充足する可能性がないと認められる場合には、取締役会において、独立社外取締役の意見を十分尊重したうえで、解任します。

監査等委員である取締役以外の取締役候補の指名にあたっては、会社経営及び事業に精通し、会社の成長に寄与できる知見・経験・実績・人格・見識等を総合的に判断し、監査等委員会の協議審議を踏まえたうえで、取締役会により決定されています。

監査等委員である取締役候補の指名にあたっては、経営・法務・会計・財務等の専門的知識と経験を有し、人格と見識に優れていること等を総合的に判断し、指名しております。

5. 取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明は株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。独立社外取締役の指名につきましては、東京証券取引所の定める独立性の要件に加え、当社独自の独立性判断基準にそって、その知見・経験等を総合的に判断し選任しております。

[4-1 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1-1

当社は、定款において、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めており、個別の業務執行につきましては、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図ることを意図し、取締役会の決定に基づき委任された取締役が意思決定を行います。取締役会は、経営戦略及び経営目標の策定並びに遂行状況の監督を実行いたします。また、個別業務の執行状況につきましては、遅滞なく取締役会に報告することとし、取締役会において、そのモニタリングを可能とする体制を構築しております。取締役会の付議事項及び取締役への委任の範囲は、社内権限規程等に職務内容による金額基準を定めており、その規程に基づき厳格に運用しております。

[4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、監査等委員会設置会社として、独立社外取締役を2名選任しております。今後につきましても、当社の持続的な企業価値向上に資する資質を備えた独立社外取締役を複数選任いたします。また、3分の1以上の独立社外取締役を必要とするかどうかにつきましては、当社の今後の業容成長に伴い検討していくこととしており、現在の構成は適正と考えております。

[4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、会社法が定める社外取締役及び東京証券取引所が定める独立役員の要件だけでなく、社外取締役の独立性判断基準を独自に定めております。その基準を充足する者で、かつ取締役会で率直・活発な建設的検討ができる者を独立社外取締役として選任しております。独立性判断基準は以下の各項目に該当しないことと判断された場合に、独立性を有すると判断します。

- (1)当社及び当社グループ会社の業務執行者
- (2)当社グループ会社との取引金額が過去3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%以上の取引先及びその業務執行者
- (3)当社グループ会社から過去3事業年度のいずれかにおいて、1,000万円を超える報酬を受けている法律・会計・税務の専門家・コンサルタント
- (4)当社グループ会社の会計監査人である監査法人に所属する者
- (5)当社の株式議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者及びその業務執行者
- (6)当社グループ会社が過去3事業年度のいずれかにおいて、1,000万円を超える寄付金を納めている法人・組合等の団体の業務執行者・理事等
- (7)当社の業務執行者(重要でない者を除く)及び(1)~(6)に該当する者(重要でない者を除く)の2親等以内の親族

[4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4-11-1

当社の取締役会は、過去の実務経験と実績等を踏まえて選任された監査等委員である取締役以外の取締役、並びに法務・会計・税務の専門家としての有資格者であること及び監査経験を踏まえて選任された監査等委員である取締役で構成されており、知識・経験・能力のバランスと多様性を確保しております。また、取締役会の規模につきましては、定款に監査等委員である取締役以外の取締役10名以内、監査等委員である取締役5名以内と定めております。現状の取締役会の構成は適正な規模と判断しております。

補充原則4-11-2

取締役の兼任状況は有価証券報告書・株主総会招集通知に記載しております。また、当社の監査等委員である社外取締役の内、1名を常勤とし、社外取締役の有効な活用を可能とする体制にしております。

補充原則4-11-3

当社取締役会は十分にその機能を発揮できるように、原則毎月1回以上開催されており、資料の事前配布及び適時・適切な報告により十分な審議時間・内容を有しており、その実効性は確保されていると判断いたしております。取締役会の実効性につきましては、独立社外取締役を含む全ての取締役を対象に、原則毎年1回実施する自己評価をもとに、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、その結果につきましては取締役会に報告し、取締役会の実効性の確保に努めております。

[4-14 取締役・監査役のトレーニング]

補充原則4-14-2

取締役の職責・役割を果たすべく、各種のセミナー等への積極的な参加を通じ、幅広い知識を修得し、企業価値向上に向けて研鑽を積んでおります。

[5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、積極的にIR活動を行い、株主様との建設的な対話を推進しております。IR活動の実践は、代表取締役及び経営企画担当取締役が統括しております。また、株主様からの面談の申入れにつきましても、合理的な範囲で前向きに対応しております。当社においては、管理本部内に広報・財務・経理・総務・法務部門を配置し、対話の促進を補助すべくそれらを有機的に連携させる機能を確保し、かつ株主構造の把握が可能な組織を構築しております。対話によって把握された株主様の意見等は適宜取締役会にフィードバックしてまいります。また、インサイダー情報の管理につきましては、内部者取引管理規程に基づき、未公表の重要事実の厳重な管理を徹底し、適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中部電力株式会社	22,980,000	32.08
日成ビルド工業株式会社	6,500,000	9.07
株式会社天満正龍	3,610,000	5.04
王 厚龍	2,100,000	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,506,900	2.10

伊藤 貴俊	1,200,800	1.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,144,500	1.60
株式会社エヌエスコオペレーション	800,300	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	684,700	0.96
礪波 豊	600,000	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- (1) 上記【大株主の状況】は平成30年9月30日現在です。
- (2) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有する株式のうち、543,200株は当社が導入した役員向け株式給付信託が所有する当社株式であり、234,300株は当社が導入した株式給付型ESOP信託が所有する当社株式であります。なお、当社株式は連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として計上しております。
- (3) 中部電力株式会社は、当社の主要株主であり筆頭株主の王厚龍氏、当社の主要株主である株式会社天満正龍およびその他2名の当社株主と平成30年8月28日に株式譲渡契約を締結し、当社の普通株式22,980,000株を取得し、当社の主要株主であり筆頭株主となりました。
- (4) 上記のほか、自己株式が2,613,400株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋 邦夫	他の会社の出身者													
溝端 浩人	公認会計士													
丹羽厚太郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 邦夫	○		—	金融機関及び一般企業の監査役の経験を有しておられ、その職務経験を通じ会社経営についての理解も深く、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。
溝端 浩人	○	○	当社が定めた「独立社外取締役の独立性基準」を満たしております。	公認会計士、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、独立性・中立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

丹羽厚太郎	○	○	当社が定めた「独立社外取締役の独立性基準」を満たしております。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、独立性・中立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
-------	---	---	---------------------------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

内部監査担当と兼務の形で監査等委員会の職務補助をさせていますが、内部監査担当部門は、監査等委員会の下部組織であり、当該使用人の異動・人事評価につきましては監査等委員会による決定及び同意が必要で、監査等委員会に関する職務について業務執行取締役の指揮命令権は及ばない体制となっており、その独立性は確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

＜監査等委員会と会計監査人との連携＞

原則四半期ごとの監査等委員会にて会計監査人から会計監査及び内部統制監査の状況等について説明を受けるとともに、情報交換を行うこととしております。

＜監査等委員会と内部監査担当との連携＞

監査等委員会に内部監査部門が原則として毎回出席し、内部監査計画の策定、その実施状況及びその結果を報告することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

[独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める社外取締役の要件だけでなく、社外取締役の独立性判断基準を独自に定め、その基準を充足する者で、かつ取締役会で率直・活発な建設的検討ができる者を独立社外取締役として選任しております。

独立性判断基準は以下の各項目に該当しないことと判断された場合に、独立性を有すると判断します。

- (1)当社及び当社グループ会社の業務執行者
- (2)当社グループ会社との取引金額が過去3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%以上の取引先及びその業務執行者
- (3)当社グループ会社から過去3事業年度のいずれかにおいて、1,000万円を超える報酬を受けている法律・会計・税務の専門家・コンサルタント
- (4)当社グループ会社の会計監査人である監査法人に所属する者
- (5)当社の株式議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者及びその業務執行者
- (6)当社グループ会社が過去3事業年度のいずれかにおいて、1,000万円を超える寄付金を納めている法人・組合等の団体の業務執行者・理事等
- (7)当社の業務執行者(重要でない者を除く)及び(1)～(6)に該当する者(重要でない者を除く)の2親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、今後の当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、更なる収益力の回復と企業価値の向上を図ること、長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、平成25年11月に、当社社内取締役及び従業員に対して、平成29年12月に、当社取締役及び従業員、子会社の従業員に対して新株予約権を発行いたしております。

また、平成27年3月20日開催の定時株主総会決議において、取締役に対する報酬制度の見直しの一環として、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、従来の取締役退職慰労金制度を廃止し、取締役(社外取締役を含みません)に対する業績連動型株式報酬を導入し、当事業年度の会計業績や業績への貢献度をもとに、職位に応じ職責の重みを考慮して決められた業績連動報酬としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

第5回新株予約権

発行決議の日 平成25年10月31日

新株予約権の数 3,305個(平成30年9月30日時点)

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の払込金額 新株予約権1株あたり1円

新株予約権の行使時の払込金額 1株あたり157円

新株予約権の行使期間 平成27年4月1日から平成32年11月28日まで

平成30年9月30日時点保有状況

取締役 新株予約権の数 0個、保有者0名

従業員 新株予約権の数 3,305個、保有者10名

第6回新株予約権

発行決議の日 平成29年12月1日

新株予約権の数 13,480個(平成30年9月30日時点)

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の払込金額 新株予約権1株当たり1円

新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり627円

新株予約権の行使期間 平成33年4月1日から平成37年12月26日まで

平成30年9月30日時点保有状況

社内取締役 新株予約権の数 2,295個、保有者5名

社外取締役 新株予約権の数 300個、保有者3名

当社従業員 新株予約権の数 10,690個、保有者121名

当社子会社従業員 新株予約権の数 195個、保有者8名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第23期(自:平成29年1月1日 至:平成29年12月31日)における取締役の報酬等は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く) 151百万円 6人

社外役員 18百万円 3人

上記には、平成29年3月24日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名の支給額を含んでおります。

また、上記支給金額のほか、取締役(監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く。)4名に対して、役員向け業績連動型株式報酬として、株式給付規程(役員向け)に基づき役員株式給付引当金繰入額300万円を計上しております。この役員向け業績連動型株式報酬制度につきましては、平成28年3月25日開催の第21回定時株主総会において、上記に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

《取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続》

当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬と、監査等委員である取締役の報酬とを以下の方針と手続により決定しております。

《監査等委員である取締役以外の取締役の報酬について》

(1)平成28年3月開催の株主総会で決議された総額の範囲内で決定する固定基本報酬並びに業績と連動するストックオプション及び株式報酬制度

で構成されております。

(2)基本報酬の方針は、当事業年度の業績への貢献度を勘案し、職位及び職責に応じて決定しております。

(3)基本報酬は、上記(2)の方針に基づき、監査等委員会において、報酬額の妥当性につき協議審議した結果を踏まえ、取締役会の承認を得て、代表取締役により決定されております。

(4)ストックオプションにつきましては、目標とする営業利益の達成度合いにより有償で支給されます。業績連動型株式報酬制度につきましては、目標とする経常利益の達成度合いにより無償で支給されます。なお、平成29年12月1日に発行決議したストックオプションを除くストックオプション及び業績連動型株式報酬制度は非業務執行役員及び監査等委員である取締役は対象となりません。平成29年12月1日に発行決議したストックオプションは、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を含む取締役、当社従業員、当社の子会社従業員も対象となります。

《監査等委員である取締役の報酬について》

(1)平成28年3月開催の株主総会で決議された総額の範囲内で決定する固定基本報酬で構成されております。

(2)基本報酬の方針は、持続的な企業価値の向上に資する業務執行に関する適法性及び妥当性監査に関する実績及び職責を勘案し決定しております。

(3)基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定されております。

【社外取締役のサポート体制】

業務執行取締役の経営に係る情報共有化と機動的な経営を実現するために、常勤社外取締役は業務執行取締役並びに事業部門・財務部門・管理部門幹部をメンバーとする定期的に開催される重要な会議に出席しております。

また、社外取締役と代表取締役との意見交換、業務執行取締役及び事業部門幹部へのヒアリングを実施することとしており、各部署の業務執行状況及び課題等について共有化できる体制となっております。

取締役会の資料につきましては、事務局より事前に送付することとしており、議案及び報告事項に対して十分に審議検討可能な時間を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜当社のガバナンス体制の概況＞

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会と監査等委員会により業務執行の管理監督を行っております。

(1)取締役会(取締役7名、社外取締役3名、独立社外取締役2名、議長:代表取締役社長)

・原則月1回以上開催され、重要な事項は十分な審議と議論により経営監督機能を高めております。

・業務執行の迅速性と機動性を確保するため、業務執行取締役に重要な業務執行の意思決定を定款に従い業務執行取締役に委任しております。委任の範囲は取締役会で規定された金額等の基準に沿って厳格に運営されており、また、委任した重要な業務につきましてはその執行状況は遅滞なく取締役会に報告することとなっております。

(2)監査等委員会(3名全員が社外取締役、うち独立社外取締役2名、うち常勤監査等委員1名)

・原則毎月1回開催され、監査等委員会には監査等委員の要請により会計監査人及び内部監査担当、業務執行取締役等の経営幹部が適宜出席し、適時適正な報告することとなっております。

・監査等委員は代表取締役社長との定期的な意見交換、必要に応じた業務執行取締役等の経営幹部との面談を行い、各事業部門での業務執行状況及び課題について把握するよう努めております。

・常勤監査等委員は、定期的に開催される業務執行取締役を主要なメンバーとする経営会議、業務執行取締役及び各事業部門幹部が出席する本部会議等の重要な会議に出席し、経営の状況や事業計画の進捗状況を共有化しております。

(3)内部監査体制

内部監査室を監査等委員会の下部組織とし、原則毎月開催される監査等委員会に内部監査の実施状況ならびに監査結果を報告するとともに、監査等委員と情報交換を行うことにより、監査の実効性の確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1)監査等委員会の委員である取締役が、取締役会議案に対する議決権を有することで、取締役会の監督機能及び実効性が強化されております。

(2)業務執行取締役への重要な業務の委任により、業務執行における迅速性・機動性・柔軟性を確保し、事業機会の損失を防いでおります。

(3)監査等委員である取締役はそれ以外の取締役の指名・報酬の決定に関する意見陳述権に基づき、より一層指名・報酬の決定プロセスに関わることにより、その透明性確保が強化されることとなります。

以上を通じ、当社の持続的な企業価値向上に資する現在の体制が最適と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	-
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる電子行使の導入・議決権電子行使プラットフォームへの参加を通じて、株主の議決権行使の利便性を確保しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	同上
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(事業報告を除く)を英文で作成しております。当社ウェブサイト(https://www.es-conjapan.co.jp/english/)へ掲載しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・定時株主総会は平成30年3月23日に開催いたしました。 ・平成30年株主総会の招集通知は3月5日に当社ウェブサイトで公開いたしました。 ・株主総会においては、議長自ら事業報告及び議案説明並びに株主様からの質問回答を行います。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページおよび有価証券報告書に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後の2月下旬及び第2四半期決算後の8月下旬の年2回、定期的に開催しております。実施内容は、約1時間で、代表者により、事業内容や決算概要、事業戦略等についての説明を行った後、参加者からの質問をお受けし、回答いたしております。 また、参加者としては、国内外のアナリスト、ファンドマネージャーの方を対象としており、30名前後の参加状況となっております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は実施しておりませんが、個別IRについては、欧州、アジアにおいて実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会招集通知、中期経営計画等の財務資料、プロジェクト案内資料等をホームページ(https://www.es-conjapan.co.jp/)に掲載しております。IRに関するご質問もインターネットから直接広報担当がお受けしております。 (https://www.es-conjapan.co.jp/inquiry/ir/)。 また、海外投資家等への情報開示・提供の充実を図るべく、決算短信(要約版)および主要なプレスリリースならびに事業内容の英訳について、ホームページ(英語サイト)に掲載しております。 (https://www.es-conjapan.co.jp/english/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理本部管理部とし、IR担当役員は情報取扱責任者、IR事務連絡責任者は管理部長が務めております。	
その他	当社ホームページに海外投資家向けIRサイトを設け、決算短信(要約)、招集通知、決算説明会資料の英語版を公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、経営理念にある通り、いかに社会参加すべきか、社会貢献を通じ、永続的に社会に必要とされる経営を常に志向しております。この経営理念に基づいた以下の活動を通じ、すべてのステークホルダーの皆様の価値を向上させていきます。</p> <p>(1)「企業倫理行動憲章」に基づきすべてのステークホルダーの皆様を意識した業務運営を行うこととしております。</p> <p>(2)「社員ルールブック」に基づき、持続的な企業価値の向上を可能とする人材の育成を図っております。</p> <p>(3)「コンプライアンス行動規範」に基づき、すべてのステークホルダーの皆様に対し、公正・公平・誠実に対応することとしております。</p> <p>(4)非財務情報含む経営情報の適時開示、企業価値の向上、積極的な株主還元を実行しております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>CSR「日本エスコンの責任」はウェブサイトに記載しております (https://www.es-conjapan.co.jp/csr/)。</p> <p>また、当社はESG活動の一環として、当社開発の分譲マンションについて、環境に配慮したZEH対応の取り組みを開始するとともに、学校法人東京理科大学と、環境に配慮した共同住宅に係る共同研究も開始することいたしました。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>「企業倫理行動憲章」及び「コンプライアンス行動規範」にステークホルダーに対する透明性・開放性の取組みについて定めております。</p>
その他	<p>当社では、中枢の管理部長に女性を登用する等、女性が生き生きと活躍できる職場環境を整備しております。また、シルバー層の雇用も積極的に実施し、性別・世代を超えて、企業価値の向上に取り組む人材構成に努めております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理の実践と企業の社会的責任(CSR)の実行を表明した「企業倫理行動憲章」に基づき、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定めており、その徹底を図るための体制を「コンプライアンス規程」にて定める。すなわちコンプライアンス担当役員の指示のもとで、コンプライアンス担当部署が社内各部署と連携してコンプライアンスの徹底を推進する。

内部監査担当部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、重要な事項は取締役会に報告する。

法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

取締役会にて制定した「文書・情報管理規程」に従い、役職員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存及び管理する。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

当社のリスク管理に関する基本方針を「リスク管理規程」として定め、リスクが発生した際の対処法を「危機管理規程」に定める。

事業プロジェクトに伴うリスクについては、取締役と部門責任者等による定期的開催される検討会議(本部会議等)において、すべての取組案件のリスクが詳細にチェックされ、対応方針が決定される。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的情報共有は定期的開催される「リスク管理委員会」にて行うものとする。

経営上影響が重大な事象に対しては、代表取締役社長が指揮する危機対策本部が招集され、全社的な対応を検討・実施する。

また、財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「内部統制規程」の方針に基づき、業務プロセス等におけるリスクの特定及びリスクの評価並びに文書化を行い、定期的に統制活動の実施状況の確認を行うものとする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

(1)取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき役職員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために必要な各部門の具体的な行動指針を経営計画として示す。取締役及び各部門は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。

(2)日常の業務執行においては、「職務権限規程」による責任を明確にした効率的な執行体制を確保するとともに、取締役会における執行状況の報告等に加えて、取締役と部門責任者等による定期的開催される検討会議(本部会議等)により、業務執行の状況の報告が行われることにより、適時の情報の把握と効果的な統制を確保する。

(3)予算統制については、経営管理担当部署により期中の執行状況・遂行状況が取締役会に月次で報告される。

(4)効率的な業務執行が現実的に実施されているかについて、内部監査担当部署によるモニタリングと取締役会に報告を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社における重要案件について、「関係会社管理規程」により、取締役会への付議事項、報告事項を定める。また、経営管理担当部署に対する報告事項を定め、必要に応じて連絡会議を開くこととしている。

(2)子会社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、当社グループ会社の損失の危険について、リスク管理委員会で情報を共有し、対策を検討する。また、当社グループ会社の代表取締役社長は「リスク管理推進責任者」となり、リスク管理推進状況の確認、取締役会への報告、リスク管理教育・周知徹底などを行う。

(3)子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社グループ会社から中長期及び年度の経営計画及び予算並びに月次の経営概況、決算の報告を受け、経営分析及び経営指導を行うこととしている。また、当社グループ会社の指導・育成の基本方針を定め、当社グループ会社相互間の関係の緊密化を図り、必要に応じて連絡会議を開く。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」を定め、当社グループ会社の代表取締役社長をコンプライアンス責任者として、当社グループのコンプライアンス体制の一員として、参画させる。また、「内部監査規程」に基づき、内部監査担当部署は、当社グループ会社に対して内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、原則として監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととしている。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の、当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は監査等委員会の指揮命令に従い、当該使用人に係る組織変更、人事評価、人事異動については、監査等委員会との協議を要することとしている。

8. 監査等委員会のその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会からその職務を補助する使用人に対する指示を実効性のあるものとするため、当該使用人に係る人事評価は常勤の監査等委員が行うこととしている。

9. 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する体制を整備する。

(2) 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社グループ会社の役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、速やかに経営管理担当部署又は内部通報窓口へ報告・通報する。

当社グループ会社の役職員からの報告・通報の状況及びその内容を当社監査等委員会に報告する体制を整備する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の役員及び従業員に周知徹底する。

11. 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 内部監査担当部署を監査等委員会の下部組織として管理下に置くことにより、監査等委員会がより実効的に行われる体制としている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に関するコンプライアンスの取組みとしては、「企業倫理行動憲章」において、反社会的勢力・団体との関係を持たないことを宣言するとともに、「コンプライアンス行動規範」において、反社会的勢力に対する毅然とした対応、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、経済的利益を含む一切の利益を供与・享受しない旨を定める。

更に「反社対応マニュアル」を用いて社内周知徹底を図るとともに、反社会的勢力や団体による不当要求に対しては組織により毅然とした態度で徹底して排除を行う。

また、実効性を保つべく、当社が新たに行う取引先に関しては、事前に、第三者機関による健全度スクリーニングを実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認した上で取引及び契約を実施する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向け、以下の取組みが完了している。

a. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置

b. 外部の専門機関(弁護士、管轄の警察署、暴追センター、コンプライアンス顧問)との連携

c. 外部の専門機関を通じた反社会的勢力に関する情報の収集及び第三者機関による健全度スクリーニングによる管理

d. 反社対応マニュアル、反社対応担当者マニュアルの整備

e. コンプライアンス研修の実施

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1)重要事実についての取扱い

重要な決定事実につきましては、取締役会に付議し承認決定がなされております。承認決定される重要な事実は、事前に各部門より情報開示担当部署である管理本部広報・IR担当及び法務担当に報告がなされ、本報告内容は情報開示担当役員へ報告がなされます。また併行して、組織横断的にリスク状況の監視及び全社的情報共有を目的とするリスク管理委員会においても報告がなされます。

重要事実の発生につきましては、所管部署より取締役及び情報開示担当役員へ報告が行われるとともに、広報・IR担当、法務担当及びリスク管理委員会へも報告がなされます。

開示の要否につきましては、広報・IR担当において検討・確認を行い、法務担当における法令等遵守の観点からの牽制・確認を経て、情報開示担当役員へ報告がなされ、開示の要否の最終判断がなされます。開示が必要と判断された場合は適時・適切に開示を行います。

(2)決算情報についての取扱い

決算情報につきましては、財務経理担当部署が決算短信等の開示書類を作成し、広報・IR担当が確認を行い、決算の状況について、取締役会の承認を経た上で、情報開示担当役員の指示により、速やかに開示を行います。

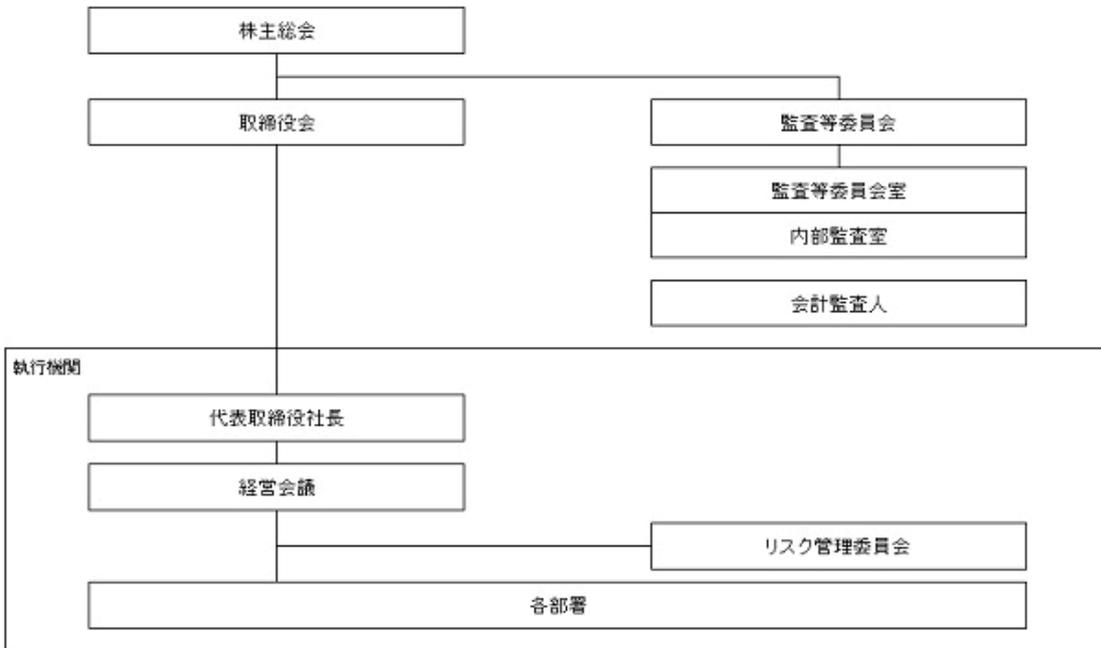
(3)子会社の情報についての取扱い

子会社に関する決定事実、発生事実及び決算情報につきましては、当該子会社を管轄する当社の所管部門を経由して、それぞれ前述と同様の手続により、開示が必要と判断された場合には適時・適切に開示を行います。

(4)重要な情報についての取扱い

重要事実及び決算に関する情報の取扱いにつきましては、インサイダー取引防止等のため、情報取扱責任者を設けるとともに、内部情報漏洩防止対策及び注意又は制限事項を「内部者取引管理規程」に定め、本規程に則り、厳正に管理を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制概略図



適時開示体制の概要(模式図)

